

8 障害者自立支援給付

障害者自立支援給付には、在宅で訪問を受けたり、事業所へ通所して利用するサービスや、施設に入所して利用するサービスがあります。これらのサービスは、次の二つに分けられます。

① 介護給付サービス

障害支援区分が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護を行います。

② 訓練等給付サービス

身体的または社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行います。

ただし、介護保険の対象となる人は、原則として介護保険の各種事業を利用していただくことになります。

介護給付サービス

介護給付サービスの種類と、おもな内容は以下のとおりです。

サービスの名称		内 容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障がい者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護 (デイサービス)	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

訓練等給付サービス

訓練等給付サービスの種類と内容は以下のとおりです。

サービスの名称		内 容
訪問系 サービス	就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援等を利用した後、企業へ就職した人を対象に、就職後の生活上の課題に対して支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
日中活動系 サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会活動ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労選択支援	就労を希望する人に、短期間の生産活動等の機会を提供し、就労に関する適正や知識の評価を行います。また、その結果に基づき必要な障がい福祉サービス事業者との連絡調整を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
居住系 サービス	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上の援助をします。

■ サービス利用までの流れ

- ①相談・申請
- ②心身の状況に関する 80 項目の調査【認定調査】
- ③障害支援区分(※)のコンピュータ判定【一次判定】
- ④障害支援区分の審査会判定【二次判定】(介護給付利用の場合のみ)
- ⑤サービス等利用計画(案)の作成
- ⑥サービス等担当者会議
- ⑦支給決定・受給者証の交付
- ⑧サービス提供事業者との契約
- ⑨サービス利用開始

※ 障害支援区分とは…

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示した 6 段階の区分(区分 1～6: 区分 6 の人が支援の度合が高い)

○費用負担

利用者及び配偶者(児童の場合は同一世帯員)の市民税の課税の有無、本人収入額により自己負担額が決定されます。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当